資料１８

電気用品安全法の例外承認制度へのアンティーク照明器具等の追加について(案)

平成２０年３月１４日
経済産業省
製品安全課

1. 趣旨

(1) 先般の電気用品安全法改正により、平成19年12月21日より、旧電気用品取締法の表示がなされた電気用品(以下「旧法表示品」という。)を電気用品安全法上のPSEマークが表示されているものとみなし、そのままで販売が可能となったところ。

(注) なお、これに伴い、楽器等のいわゆるビンテージ品に関する特別承認制度については、旧法表示品が販売可能となるため、そのまま販売できることになるが、旧電気用品取締法以前の製品等も考えられるため、同制度を維持している。

(2) 照明器具の旧法表示品についても同様に、PSE マークが表示されているものとみなして販売することが可能である。一方、稀少価値がある古美術品としての照明器具(いわゆるアンティーク照明器具)等のうち、旧電気用品取締法の乙種電気用品創設以前(昭和43年11月)に製造される等の照明器具等に関しては、旧法表示が存在しないため、このような場合には電気用品として販売することはできない。

なお、こうした照明器具については、無監視状態で長時間使用されることが多いことから、ビンテージ制度の対象とはしていない。

(3) 他方、こうしたアンティーク照明器具等については、装飾や鑑賞を目的とした骨董美術的な価値があって一定の社会的需要があることから、旧法表示がないものであっても、電源コードやソケット等を新しいものに付け替える等の電気的加工を施し、一定の安全性を確保した上で、電気用品として販売したいとの要請がある。

(4) この場合、照明器具に係る製造事業者として、技術基準適合確認及び検査を行い、PSE マークを表示の上で販売する方法があり得るが、その貴重性・希少性(通常1品もの)から、電気用品安全法第8条第1項に定める全ての技術基準の確認を行うことは現実的に困難(例えば照明器具の場合には落下試験等が存在)。

(5) こうした実態に鑑み、照明器具は長時間無監視状態で使用されるために安全性の確保も重要であることを踏まえ、一定の安全性の確認や購入者への注意喚起を前提とした上で、こうしたアンティーク照明器具等に電気的加工を加えて販売する場合には、電気用品安全法第8条第1項第1号の例外承認制度の対象に追加することとする。

2. アンティーク照明器具等の例外承認制度の概要

(1) 電気用品安全法第8条第1項第1号(電気的加工等により製造する場合の例外要件)及び第27条第2項第2号の例外承認制度の対象にいわゆるアンティーク照明器具等を追加する。この場合のアンティーク照明器具とは、(i) 電気スタンド、その他の白熱電灯器具、電灯付き家具、コンセント付き家具の何れかに該当し、かつ、(ii) 昭和43年以前に製造される等、主に装飾・鑑賞を目的とした古美術品としての希少価値を有して取引されるもの、を指す。

(2) ただし、例外承認の要件として、消費者への安全性の確保も十分に考慮する必要性があることから、製造事業者としての届出を出した上で、①電気用品安全法第8条第2項に規定する自主検査(絶縁耐力検査・通電検査・外観検査)と同様の検査を実施し3年間検査記録を作成保存すること、②取扱注意が必要なことを消費者に確実に認識させる旨を記載した取扱説明書の添付などを例外承認の条件とすることとする。(2年更新)

(3) 所要の規定を整備した上で、平成20年4月内を目処に実施。(具体的な手続きについては、規定を整備次第、電気用品安全 HP に掲載する予定:
http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm)